

議案第61号

長久手市下水道条例の一部を改正する条例について

長久手市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年9月2日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、標準下水道条例の一部改正に伴い、及び下水道使用料を改定することに関し、長久手市下水道条例の一部を改正するため必要があるからである。



## 長久手市条例第 号

## 長久手市下水道条例の一部を改正する条例

長久手市下水道条例（平成8年長久手町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）<u>を選任</u>する業者として規則で定めるところにより市長が指定したものの（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。</p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）<u>が専属</u>する業者として規則で定めるところにより市長が指定したものの（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第17条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加えた額（その額</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第17条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加えた額（その額</p>

<p>に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2及び3 (略)</p>
----------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

【別記1】

改正後

基本使用料 (1使用月につき)		超過使用料 (1使用月につき)	
排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料
10m <sup>3</sup> まで	<u>1,200円</u>	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき <u>124円</u>
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	<u>136円</u>
		50m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	<u>161円</u>
		200m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	<u>198円</u>
		500m <sup>3</sup> を超える場合	<u>235円</u>

改正前

基本使用料 (1使用月につき)		超過使用料 (1使用月につき)	
排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料
10m <sup>3</sup> まで	<u>1,000円</u>	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき <u>100円</u>
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	<u>110円</u>
		50m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	<u>130円</u>

	で	
	200m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup>	<u>160円</u>
	まで	
	500m <sup>3</sup> を超える場合	<u>190円</u>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は令和7年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の長久手市下水道条例第17条第1項の規定は、令和7年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。この場合において、同日前から同日以後に引き続く使用に係る使用料は、使用者が汚水を日々均等に排除したものとみなし、日割計算により算定する。



## 議案の概要

### 1 改正の趣旨

この条例は、標準下水道条例の一部改正に伴い、及び下水道使用料を改定することに関し、長久手市下水道条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 標準下水道条例の一部改正に伴い、下水道排水設備指定工事店の責任技術者の要件を改めること並びに下水道事業の経営健全化及び受益者負担の適正化を図るため下水道使用料の改定を行うものです。

### 2 改正の内容

(1) 基本使用料及び超過使用料を次のように改めること。(第17条関係)

#### ア 基本使用料

1,000円を1,200円に改める。

#### イ 超過使用料

排除汚水量	使用料	
	改正後	改正前
10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	124円	100円
30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	136円	110円
50m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	161円	130円
200m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	198円	160円
500m <sup>3</sup> を超える場合	235円	190円

(2) 所要の規定の整理を行うこと。

### 3 今後の影響

条例の改正により、下水道使用料収入が月額約1,450万円増額することが見込まれます。

### 4 附則について

(1) この条例は、令和7年4月1日から施行するものとします。

(2) 附則第2項に経過措置を規定するものとします。